

武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

武蔵野市教育委員会事務局処務規程（昭和31年10月武蔵野市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前		
（係等の設置）		
第2条 武蔵野市教育委員会部課に関する規則（平成元年4月武蔵野市教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する課に次の係を置く。		
課	係	
教育企画課から教育支援課まで（略）		
生涯学習スポーツ課	生涯学習係 スポーツ振興係 市民会館 <u>武蔵野ふるさと歴史館係</u>	
（事務分掌）		
第3条 課及び係（係相当の担当を含む。以下同じ。）の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要と認めるときは、他の課若しくは係に属する事務を兼ねさせ、又は分掌以外の事務を処理させることができる。		
課	係	分掌事務
教育企画課から教育支援課まで（略）		
生涯学習スポーツ課	生涯学習係から市民会館まで（略）	
	<u>武蔵野ふるさと歴史館係</u>	(1)から(9)まで（略）
（課長等の職）		
第6条（略）		
2 教育企画課に学校施設担当課長及び学校施設計画担当課長を、教育支援課に教育相談支援担当課長を、生涯学習スポーツ課にスポーツ推進担当課長及び <u>武蔵野ふるさと歴史館担当課長</u> を置く。		

改正後	説明																	
<p>(係等の設置)</p> <p>第 2 条 武蔵野市教育委員会部課に関する規則（平成元年 4 月武蔵野市教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する課に次の係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="225 808 1094 1028"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 808 533 864">課</th> <th data-bbox="536 808 1094 864">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="225 869 1094 920">教育企画課から教育支援課まで（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 925 533 1028">生涯学習スポーツ課</td> <td data-bbox="536 925 1094 1028">生涯学習係 スポーツ振興係 市民会館 武蔵野ふるさと歴史館</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第 3 条 課及び係（係相当の担当を含む。以下同じ。）の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要と認めるときは、他の課若しくは係に属する事務を兼ねさせ、又は分掌以外の事務を処理させることができる。</p> <table border="1" data-bbox="225 1341 1134 1668"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1341 395 1397">課</th> <th data-bbox="399 1341 569 1397">係</th> <th data-bbox="572 1341 1134 1397">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="225 1402 1134 1453">教育企画課から教育支援課まで（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1458 395 1668" rowspan="2">生涯学習スポーツ課</td> <td data-bbox="399 1458 569 1509">生涯学習係から市民会館まで（略）</td> <td data-bbox="572 1458 1134 1509"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1514 569 1668">武蔵野ふるさと歴史館</td> <td data-bbox="572 1514 1134 1668">(1)から(9)まで（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(課長等の職)</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2 教育企画課に学校施設担当課長及び学校施設計画担当課長を、教育支援課に教育相談支援担当課長を、生涯学習スポーツ課にスポーツ推進担当課長及び<u>歴史文化財担当課長</u>を置く。</p>	課	係	教育企画課から教育支援課まで（略）		生涯学習スポーツ課	生涯学習係 スポーツ振興係 市民会館 武蔵野ふるさと歴史館	課	係	分掌事務	教育企画課から教育支援課まで（略）			生涯学習スポーツ課	生涯学習係から市民会館まで（略）		武蔵野ふるさと歴史館	(1)から(9)まで（略）	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
課	係																	
教育企画課から教育支援課まで（略）																		
生涯学習スポーツ課	生涯学習係 スポーツ振興係 市民会館 武蔵野ふるさと歴史館																	
課	係	分掌事務																
教育企画課から教育支援課まで（略）																		
生涯学習スポーツ課	生涯学習係から市民会館まで（略）																	
	武蔵野ふるさと歴史館	(1)から(9)まで（略）																

3 及び 4 (略)

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

3 及び 4 (略)	
------------	--